

第5章 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

(4) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規掲載】

ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

(令和8年度・9年度の利用時間:4時間)

(令和10年度以降の利用時間:10時間)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	0歳児	-	10	10	16	15
	1歳児	-	12	12	18	18
	2歳児	-	8	8	13	12
②確保方策	0歳児	-	10	10	16	15
	1歳児	-	12	12	18	18
	2歳児	-	8	8	13	12
③過不足 (②-①)		-	0	0	0	0

イ 実施時期、提供体制と確保の考え方

令和8年4月からは、利用時間4時間で実施。令和10年度以降は利用時間10時間で実施。既存の公立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所の一部で量の見込みをすべて確保します。